

閱覽用

令和元年度加美町農業委員会  
第9回定例総会議事録

令和元年12月25日（水）

加美町小野田支所2階会議室

加美町農業委員会

---

## 令和元年度第9回定例総会 議事録

---

1 開催日時 令和元年12月25日(水)午後1時30分～午後2時13分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(18名)

|         |     |     |       |
|---------|-----|-----|-------|
| 会 長     | 19番 | 三 浦 | 泉     |
| 会長職務代理者 | 18番 | 千 葉 | 連 悦   |
| 委 員     | 1番  | 星   | 榮 喜   |
| 〃       | 2番  | 澁 谷 | 幹 男   |
| 〃       | 3番  | 半 田 | 守     |
| 〃       | 4番  | 畠 山 | 義 信   |
| 〃       | 5番  | 杉 村 | 昭 宏   |
| 〃       | 6番  | 猪 股 | 弘     |
| 〃       | 7番  | 三 嶋 | 秀 二 郎 |
| 〃       | 8番  | 今 野 | 修     |
| 〃       | 9番  | 伊 藤 | 登 喜 子 |
| 〃       | 10番 | 板 垣 | 文 一   |
| 〃       | 11番 | 小 山 | 京 子   |
| 〃       | 13番 | 山 本 | 成     |
| 〃       | 14番 | 尾 形 | 徳 夫   |
| 〃       | 15番 | 中 村 | 貴 美 子 |
| 〃       | 16番 | 畠 山 | 智 史   |
| 〃       | 17番 | 佐 藤 | と も   |

4 欠席委員(1名)

|     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|
| 委 員 | 12番 | 佐々木 | 信 幸 |
|-----|-----|-----|-----|

## 5 議事日程

|       |            |                        |
|-------|------------|------------------------|
| 日程第1  | 議事録署名委員の指名 |                        |
| 日程第2  | 会期の決定      |                        |
| 日程第3  | 会議書記の指名    |                        |
| 日程第4  | 報告第22号     | 農地法第3条の規定による許可書返戻について  |
| 日程第5  | 報告第23号     | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 日程第6  | 報告第24号     | 農地転用許可後の工事完了報告について     |
| 日程第7  | 議案第27号     | 空き家に付属した農地の指定について      |
| 日程第8  | 議案第28号     | 農地法第3条の規定による許可申請について   |
| 日程第9  | 議案第29号     | 農地法第5条の規定による許可申請について   |
| 日程第10 | 議案第30号     | 農用地利用集積計画の取消しについて      |
| 日程第11 | 議案第31号     | 農用地利用集積計画の審査について       |
| 日程第12 | 議案第32号     | 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について |

## 6 説明のため出席した職員

|                    |      |
|--------------------|------|
| 農業委員会事務局長（書記）      | 太田浩二 |
| 農業委員会事務局参事兼次長兼農地係長 | 鎌田裕之 |
| 農業委員会事務局主事         | 猪股雅敬 |

## 7 議事の経過及び結果

次のとおり。

---

## 第9回定例総会 議事の経過及び結果

---

〈午後1時30分 開会〉

\*事務局（太田浩二事務局長） それでは、定刻でございますので只今より令和元年度加美町農業委員会第9回定例総会を開催いたします。

はじめに、会長からご挨拶をお願いいたします。

\*会長（三浦泉会長） 本日は、加美農業委員会第9回定例総会にご出席いただき、大変ご苦勞様でございます。年末もあと一週間足らずということで何かと慌ただしい時期になりました。また11月26日からの意向調査、大変ご苦勞様でした。結果は全体会でのご報告とさせていただきます。

11月28日、全国会長大会が東京メルパルクホールで開催されました。要請決議として新たな食糧農業農村基本計画の策定等に向けた要請決議と承認されまして、我々大崎連合も中村会長を中心として、県内選出の衆議院・参議院に要請を提出して参りました。またその中で、大会の申し合わせ第3号議案でございました農業委員会の委員等の法令遵守に関する申し合わせ決議が全会一致で承認されました。この事についてはまた改めて報告しますが、我々農業委員会全国全てに申し合わせということで決定しております。その中で今回の議案書の32号議案に記載しておりますので、こちらも全体会で詳しく説明いたします。

本日は忘年会、役員会等ございまして大変忙しいスケジュールとなっておりますが、慎重な審議をお願いしまして挨拶といたします。よろしく申し上げます。

\*事務局（太田浩二事務局長） ありがとうございます。それでは、農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしくをお願いいたします。

\*議長（三浦泉会長） ただいまの出席委員は18名です。12番 佐々木信幸委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第1 議事録署名委員の指名

\*議長（三浦泉会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、6番 猪股弘委員、7番 三嶋秀二郎委員をお願いいたします。

---

## 日程第2 会期の決定

- \*議長（三浦泉会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。  
お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「なし」の声あり—

- \*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。
- 

## 日程第3 会議書記の指名

- \*議長（三浦泉会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 太田浩二君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

---

## 日程第4 報告第22号 農地法第3条の規定による許可書返戻について

- \*議長（三浦泉会長） 日程第4、報告第22号 農地法第3条の規定による許可書返戻について事務局より報告いたします。
- \*事務局（猪股雅敬主事） 報告第22号、農地法第3条の規定による許可書返戻について。このことについて、別紙のとおり農地法第3条許可書の返戻があったので報告いたします。令和元年12月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

譲渡人 A氏（被相続人） 仙台市泉区南光台6丁目…番…号  
譲受人 B氏 加美町下新田字太田…番地  
許可地 下新田字雷…番の田  
面積 1,091㎡

令和元年9月25日に加農委指令第32号で許可された所有権移転の売買でしたが、登記申請前に渡人のA氏が亡くなった為、許可書を返戻するものでございます。

[以上1件の許可書返戻について説明。]

\*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第22号を終了いたします。

---

日程第5 報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知について

\*議長（三浦泉会長） 日程第5、報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より報告いたします。

\*事務局（猪股雅敬主事） 報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。令和元年12月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。  
今月の農地法第18条第6項の規定による通知は4件でございます。

報告書番号1

貸人 C氏

借人 D氏

所在地 原大谷地北浦の田 外3筆

面積 合計8,604㎡

基盤強化促進法

報告書番号2

貸人 E氏

借人 F氏

所在地 赤塚の田 外7筆

面積 合計11,282㎡

基盤強化促進法

報告書番号3

貸人 G氏

借人 H氏

所在地 鹿原鹿原の田 外5筆

面積 合計12,322㎡

農地法第3条

報告書番号 4  
貸人 I 氏  
借人 J 氏  
所在地 一本杉の田 1 筆  
面積 1,989 m<sup>2</sup>  
基盤強化促進法

[以上 4 件の賃貸借の合意解約について説明。]

\* 議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\* 議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第 2 3 号を終了いたします。

---

日程第 6 報告第 2 4 号 農地転用許可後の工事完了報告について

\* 議長（三浦泉会長） 日程第 6、報告第 2 4 号 農地転用許可後の工事完了報告について事務局より報告いたします。

\* 事務局（鎌田裕之次長） 報告第 2 4 号 農地転用許可後の工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事完了報告書の提出があったので報告いたします。令和元年 1 2 月 2 5 日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。  
今月の農地転用許可後の工事完了報告は 1 件でございます。

報告書番号 1  
土砂採取用地（一時転用） 下多田川字道…番 外 1 筆  
面積 6,642 m<sup>2</sup>  
令和元年 1 2 月 3 日完了

[以上 1 件の工事完了報告について説明]

\* 議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\* 議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて、報告第 2 4 号を終了いたします。

---

日程第7 議案第27号 空き家に付属した農地の指定について

日程第8 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について

\*議長（三浦泉会長） 日程第7、議案第27号空き家に付属した農地の指定について、  
日程第8、議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について

以上2件は関連した案件がございますので、会議規則第10条の規定に基づき一括審議といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） 異議なしと認めます。よって、議案第27号及び、議案第28号を一括審議とすることに決定いたしました。

本件について、事務局より議案の説明をさせます。

\*事務局（猪股雅敬主事） 議案第27号空き家に付属した農地の指定について。このことについて空き家に付属した農地の別段の面積取扱基準第7条に基づき、指定の申請があったので審議されたい。令和元年12月25日提出。加美町農業委員会会長、三浦泉。

空き家に付属した農地の指定は1件でございます。

送付した資料の中に、令和元年度第9回定例総会別添資料という資料がございます。その中で、加美町空き家に付属した農地の別段の面積取扱基準 第7条の中に、「委員会が空き家に付属した農地を指定し、又はその指定を解除しようとするときは、総会の決定を経るものとする」とありますので今回の議案となりました。

申請人

K氏

仙台市泉区みずほ台…番地…

指定する農地 沼ヶ袋字新妙見の畑 外2筆

申請地は加美町役場小野田支所から東北東に3.7kmのところに位置しており、詳細の位置図、宅地との位置関係は議案書9、10ページにございます。申請の農地は斜線部となりまして、宅地は西側…の部分でございます。

（誓約書・利用計画書の添付あり）

[以上1件の申請について説明]

\*事務局（猪股雅敬主事） 議案第28 農地法第3条の規定による許可申請について。  
下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。令和元年12月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農地法第3条の許可申請は3件でございます。



申請番号 1

渡人 L氏  
M氏  
受人 B氏  
申請地 下新田字雷の田 1筆  
面積 1,091 m<sup>2</sup>  
地域の農業者へ売買するもの  
売買金額 …万円

申請番号 2

渡人 N氏  
受人 K氏  
申請地 沼ヶ袋字妙見の畑 外2筆  
面積 840 m<sup>2</sup>  
転居者である受人へ売買するもの（空き家に付属する農地）  
売買金額 …万円

申請番号 3

渡人 O氏  
受人 P氏  
申請地 字芋沢薬来原の畑 外9筆  
面積 16,768.64 m<sup>2</sup>（持分面積）  
後継者へ贈与するもの

[以上3件の許可申請について説明]

\*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

それでは農地法第3条 申請番号1番について、5番 杉村昭宏委員をお願いします。

\*5番（杉村昭宏委員） 申請番号1番の案件につきましては、9月25日に3条の許可申請があった案件に関連しており、前所有者が許可後、登記申請を行う前に亡くなってしまったため、先ほどの報告第22号で3条の返戻を行ったものでございます。

相続人のL氏とM氏が、譲受人であるB氏に売買をするということですが、前回は説明したとおり、この圃場はもともとB氏が1ha区画の中で一緒に耕作していた土地でございます。

譲渡人、譲受人に聴取り調査を行った結果、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。以上です。

\* 議長（三浦泉会長） 次に農地法第3条 申請番号2番について、2番 澁谷幹男委員  
お願いします。

\* 2番（澁谷幹男委員） 去る12月17日、代理申請者司法書士のQ氏に聴取り調査  
を行った結果、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。こちらの土地は  
先ほど事務局から説明があった、空き家対策に付随した農地であります。譲受人は  
仙台にお住まいの方ですが、たまたま出会いがあり、空き家がほしいということで  
今回の案件となりました。以上でございます。

\* 議長（三浦泉会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。  
これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

\* 議長（三浦泉会長） はい、3番 半田委員。

\* 3番（半田守委員） 昨年の秋にも空き家対策の件に関して協議した覚えがあるの  
ですが、その際に設定面積について意見を出され、今回の資料にもあるように1aと  
設定されたのですよね。今回申請されたのは約8aという事ですが、資料の訂正は  
しなくても良いのですか。

\* 事務局（猪股雅敬主事） 別添資料の第3条に別段の面積とありますが、別段の面積  
の前置きに下限面積というものがございまして、指定された農地に関しては下限面  
積を1aとして定めとなっております。今回の案件につきましては約8aであり、  
1a以上ということで扱っております。

\* 議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

\* 議長（三浦泉会長） はい、7番 三嶋委員。

\* 7番（三嶋秀二郎委員） 調査担当の方にお聞きしたいのですが、今回空き家を取得  
されるK氏は、もうこちらにいらしているのですか。仙台から通うのではなく、こ  
ちらに住まわれて野菜を作るといふ事ですか。

\* 2番（澁谷幹男委員） まだ現在はこちらには住まわれておりません。登記が済みま  
したら動くとのことでした。

\* 議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- \*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。  
これより議案第27号、空き家に付属した農地の指定についての採決を行います。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- \*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第27号、空き家に付属した農地の指定については、原案のとおり決定いたしました。  
次に、議案第28号、農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。  
お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- \*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第28号、農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

---

#### 日程第9 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について

- \*議長（三浦泉会長） 日程第9、議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をさせます。

- \*事務局（鎌田裕之次長） 議案第29 農地法第5条の規定による許可申請について。  
下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。令和元年12月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。  
今月の農地法第5条の許可申請は1件でございます。

##### 申請番号1

譲渡人 R氏 加美町字大門…番地…  
譲受人 S社 代表取締役 T氏  
加美町字北町三番…番地…  
申請地 字大門…番…の田 外1筆  
面積 合計1,564㎡  
事業資金 借入金…万円 うち土地代…万円  
事業計画 令和2年2月1日着工、令和3年3月30日完成予定  
申請事由 売買により建売住宅を建設するもの

申請地は、加美町役場の北西約750mに位置しており、中新田市街に連続する市街化が著しい「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている」区域にある農地であることから第3種農地と判断したものであります。

[以上1件の許可申請について説明]

\*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。それでは申請番号1番について、13番 山本成委員をお願いします。

\*13番（山本成委員） 令和元年12月16日、小山京子委員、佐々木信幸委員、太田局長、鎌田次長、私の5名で現地調査してまいりました。農地転用許可の基準に基づく検討状況の中から、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について補足説明いたします。現地は町道を挟んで西側の区画は道路・宅地等に囲まれ、隣接する農地はございません。東側の区画は盛土を行いますが、北側・東側にコンクリート擁壁を新設し、北側水路及び東側隣接農地への土砂流出を防止する。雨水については隣接する既設水路に放流し、生活雑排水については公共下水道に接続するというものでありました。総合判断としまして、許可相当と判断いたしました。以上です。

\*議長（三浦泉会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第29号、農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。

お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第29号、農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

---

日程第10 議案第30号 農用地利用集積計画の取消について

\*議長（三浦泉会長） 日程第10、議案第30号 農用地利用集積計画の取消について事務局より説明をさせます。

\*事務局（猪股雅敬主事） 議案第30号 農用地利用集積計画の取消について。令和元年9月25日開催の令和元年度第6回加美町農業委員会定例総会議案第19号申請番号2番で審査決定し、作成された農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第20条の2第2項の規定により取消しに係る決定を求められたので審議されたい。令和元年12月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

申請番号1

渡人 A氏

受人 U社 代表取締役 V氏

申請地 下新田字白鉢の畑 外14筆

面積 合計18,914㎡

渡人が令和元年10月3日に亡くなった為、売買を解除し計画の取消を求めるもの

[以上1件の議案について説明]

\*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第30号、農用地利用集積計画の取消についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第30号、農用地利用集積計画の取消については、原案のとおり決定いたしました。

---

日程第11 議案第31号 農用地利用集積計画の審査について

\*議長（三浦泉会長） 日程第11、議案第31号 農用地利用集積計画の審査について  
事務局より説明をさせます。

\*事務局（猪股雅敬主事） 議案第31号 農用地利用集積計画の審査について。下記農  
地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求めら  
れたので審議されたい。令和元年12月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。  
今月の農用地利用集積の審議は、売買3件 賃貸借12件でございます。

申請番号1

渡人 W氏  
受人 X社 代表取締役 Y氏  
申請地 字仁平屋敷の田 4筆  
面積 合計12,259㎡  
権利移動の種別 賃貸借  
一反歩あたり…円

申請番号2

渡人 Z氏  
受人 X社 代表取締役 Y氏  
申請地 字矢倉西の田 2筆  
面積 合計3,174㎡  
権利移動の種別 賃貸借  
一反歩あたり…円

申請番号3

渡人 C氏  
受人 X社 代表取締役 Y氏  
申請地 字原八幡堂西一番の田 1筆  
面積 合計2,481㎡  
権利移動の種別 賃貸借  
一反歩あたり…円

申請番号4

渡人 a氏  
受人 b氏  
申請地 菜切谷字山道三番の田 7筆  
面積 3,274㎡  
権利移動の種別 賃貸借  
一反歩あたり…kg

申請番号 5

渡人 I 氏  
受人 J 氏  
申請地 字一本杉の田 1 筆  
面積 合計 1,989 m<sup>2</sup>  
権利移動の種別 売買  
売買金額 総額…万円

申請番号 6

渡人 L 氏 M 氏  
受人 U 社 代表取締役 V 氏  
申請地 下新田字白鉢の畑 外 14 筆  
面積 合計 18,914 m<sup>2</sup>  
権利移動の種別 売買  
売買金額 総額…万円

申請番号 7

渡人 c 氏  
受人 d 氏  
申請地 宮崎字屋敷三番の畑 4 筆  
面積 合計 922 m<sup>2</sup>  
権利移動の種別 売買  
売買金額 総額…万円

申請番号 8 番から 15 番の案件につきましては議案書のとおりとなっております。  
以上 15 案件で、田 101 筆・畑 9 筆 面積 150,316 m<sup>2</sup>  
これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件を満たしているものと判断されます。

[以上 15 件の集積計画について説明]

\* 議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。審議に入る前に議案第 31 号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律 第 31 条第 1 項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参加できない委員は、申請番号 1 番から 3 番について、…番 e 委員、申請番号 4 番について、…番 b 委員です。…番 e 委員は申請番号 1 番から 3 番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後 2 時 5 分]

\* 議長（三浦泉会長） これより申請番号 1 番から 3 番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- \*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第31号、申請番号1番から3番についての採決を行います。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- \*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号、申請番号1番から3番については、原案のとおり決定いたしました。  
それでは…番 e委員の入室を許可します。

[委員入室 午後2時6分]

- \*議長（三浦泉会長） 続いて申請番号4番について審議を行います。…番 b委員は申請番号4番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後2時7分]

- \*議長（三浦泉会長） これより申請番号4番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- \*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第31号、申請番号4番についての採決を行います。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- \*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号、申請番号4番については、原案のとおり決定いたしました。  
それでは…番 b委員の入室を許可します。

[委員入室 午後2時8分]

- \*議長（三浦泉会長） 続いて申請番号5番から15番の案件について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—



\*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第31号、申請番号5番から15番についての採決を行います。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号、農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

---

#### 日程第12 議案第32号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

\*議長（三浦泉会長） 日程第12、議案第32号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について。上記について決議したいので、別紙のとおり提出する。令和元年12月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。  
申し合わせについては、事務局をもって朗読させます。

\*事務局（太田浩二局長） 議案第32号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議案。  
私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。  
特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。  
私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和元年12月25日 加美町農業委員会

\*議長（三浦泉会長） 議案の朗読が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

\*議長（三浦泉会長） はい、7番 三嶋委員。

\* 7 番（三嶋秀二郎委員） 新聞等で、あるところの農業委員会会長がコンプライアンスの違反をして逮捕されているということもあり、こういった決議がなされているわけですが、1 番の事項の農業委員会法第 3 1 条 議事参与の制限とは、具体的にどういったことですか。

\* 事務局（太田浩二局長） 農業委員会法第 3 1 条に、関連議案については議事に参与することができないというものがございます。本人はもちろん家族の方の案件があった場合は参与することができないということになっておりますので、それを遵守するというところでございます。

\* 議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\* 議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第 3 2 号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についての採決を行います。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\* 議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第 3 2 号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議については、原案のとおり決定いたしました。

\* 議長（三浦泉会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和元年度第 9 回加美町農業委員会定例総会を閉会いたします。  
大変ご苦労さまでした。

〈午後 2 時 1 3 分 閉会〉

---

この議事録は、事務局長 太田浩二が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和元年12月25日

議 長 三 浦 泉

署名委員 猪 股 弘

署名委員 三 嶋 秀 二 郎